

さいたま赤十字病院看護学生奨学金貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、看護師、助産師（以下「看護師等」という。）の資格取得を目指す看護学生の修学に必要な資金の一部を、奨学金として貸与し、優秀な看護学生の修学を支援し、さいたま赤十字病院（以下「当院」という）の発展を図ることを目的とする。

(貸与対象者)

第2条 奨学金貸与の対象となる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 奨学金の貸与を受ける者（以下「奨学生」という。）は、看護師、助産師、保健師養成施設の看護大学、看護短期大学（以下「看護学校等」という。）、に入学した学生のうち、奨学金の貸与を希望する者で、かつ卒業後直ちに当院に就職する意思のある者とする。
- (2) 当院の奨学金を受けていない者で、大学卒業後、助産師国家資格取得のため大学院での助産学専攻者（修士2年課程）、助産師学校（1年課程）学生の内、奨学金の貸与を希望する者で、かつ卒業後、当院に就業する意思がある者。

2 奨学生の数は、年度毎に別に定める。

(奨学金の貸与額)

第3条 奨学生に奨学金として貸付ける額は、年額60万円(月額5万円)とする。

(奨学金の貸与期間)

第4条 奨学生に奨学金として貸付ける期間は、看護学校等の学則に定める正規の在学期間の範囲内とする。

(奨学金貸与の申請)

第5条 奨学金の貸付けを希望する者は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 履歴書（別紙様式）
- (2) 奨学金貸与申請書（別紙様式1）
- (3) 誓約書（別紙様式2）
- (4) 健康診断書（看護学校等の健康診断書でも可）
- (5) 成績証明書（新入生は高校時の成績証明書）
- (6) 学校等の推薦書

2 申請期間について、全学年において5月1日から6月末までとする。

(奨学金貸与の決定)

第6条 奨学金貸与を申請した者については、当院において選考試験を行い、採否を決定し、申請者に「奨学金貸与通知書(別紙様式3)」通知するものとする。

(奨学金貸与の手続き・交付)

第7条 奨学金は、奨学生の指定口座に振込むものとする。

原則として毎月16日に交付する。ただし、その日が休日(土曜日を含む)に当たるときは、その日前において、その日の最も近い休日(土曜日を含む)でない日に交付するものとする。

2 奨学生は、本人名義の口座振込依頼書(別紙様式5)を院長へ提出するものとする。

3 奨学生は、奨学金貸与期間中及び返還金の猶予を受ける間に、氏名、住所を変更したときは、直ちに変更届(別紙様式4)を院長に届け出なければならない。

(連帯保証人)

第8条 奨学金貸与の申請に際しては、奨学生は、一定の職業をもち、かつ、独立した生計を有している者を2名保証人としてたてなければならない。保証人は奨学生と連帯して債務を負担するものとする。

2 保証人の氏名、住所に変更があったとき又は保証人を変更したときは、直ちに変更届(別紙様式4)を院長に届け出なければならない。

(奨学金の停止)

第9条 奨学生の貸与を受けた者が休学した場合は、休学した日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の前日分まで、奨学金の貸与を停止するものとする。

2 奨学生は、休学した場合は、直ちに院長に届け出なければならない。

(奨学金の返還)

第10条 奨学生が、次の各号の一に該当することときは、奨学金を返還するものとする。

- (1) 自己都合により奨学生を辞退したとき。
- (2) 自己都合又は病気等により退学したとき。
- (3) 学則の定めにより退学を命ぜられたとき。
- (4) 卒業後、直ちに当院に勤務しなかったとき及び病院の許可する学校以外に進学したとき。
- (5) 新たな学年に進級できないとき。
- (6) 職員採用試験に不合格のとき。
- (7) 卒業当年の国家試験に不合格となり、職員採用を取り消されたとき。
- (8) 免許取得後、直ちに本院において奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間、業務に従事しなかったとき。貸与期間未満で退職した場合は、残勤務年数分の金額を月割で算出し返還する。

算出式：貸与額×（貸与期間月数－勤務月数）÷貸与期間月数

算出式：貸与額×（貸与期間月数－勤務月数）÷貸与期間月数

- (9) 死亡したとき

2 奨学金は、原則として、交付した奨学金の全額を一時に返還するものとする。ただし、やむを得ない事由と院長が認めた者においては、1年間を限度として返還期間を延長することができる。

3 奨学生は、退学、停学、休学等となったとき、保証人は奨学生が死亡したとき、直ちに院長に届け出なければならない。

4 奨学生は自己都合により奨学生辞退願（別紙様式8号）を院長に提出しなければならない。

（奨学金の返還の免除）

第11条 奨学金の貸与を受けた者が次の各号の一に該当する場合は、奨学金返還の債務を免除するものとする。

- (1) 卒業後、直ちに本院において奨学金の貸与期間以上継続して勤務したとき。ただし、産休・育休、介護休暇、疾病・負傷等やむを得ない事由により従事できなかった期間を除く。
- (2) 業務上の理由により死亡又は業務に起因する心身の故障のため、就労不能となったとき。

2 返還金の免除を受けようとする者は、返還免除申請書（別紙様式6）を

院長に提出しなければならない。

(返還債務の猶予)

第12条 奨学生が卒業後、次の条件に該当した場合は、院長は返済債務の猶予をするものとする。

- (1) 院長の許可する大学院等への進学のため、直ちに勤務できないとき。但し、この場合の猶予期間は、その学校等の学則に定める修業期間とする。
- (2) 職員となり、疾病、負傷等やむを得ない理由により業務に従事できないとき

2 奨学生は、返済債務の猶予を受けようとするときは、返済猶予申請書(別紙様式7)を院長に提出しなければならない。

(その他)

第13条 この規程に定めのない事項について必要があるときは、院長が別に定める。

附 則

この規程は平成17年8月1日から施行する。

改 正

平成22年4月1日

平成27年4月1日 平成27年度新規奨学生から適用する。